

スマートメーターで契約アンペア容量を設定する場合の逆潮流の取扱いについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は弊社事業にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

弊社は、平成 27 年 8 月より、スマートメーターの機能を活用したサービスとして、スマートメーターによるご契約アンペア容量の設定（以下、「計器 S B 設定」といいます。）および再生可能エネルギー等発電設備からの電力受給における双方向計量を開始しておりますが、逆潮流に対する計器 S B 設定の取扱いを下記のとおりご案内申し上げますので、何卒、ご理解賜りますようお願いいたします。 敬 具

記

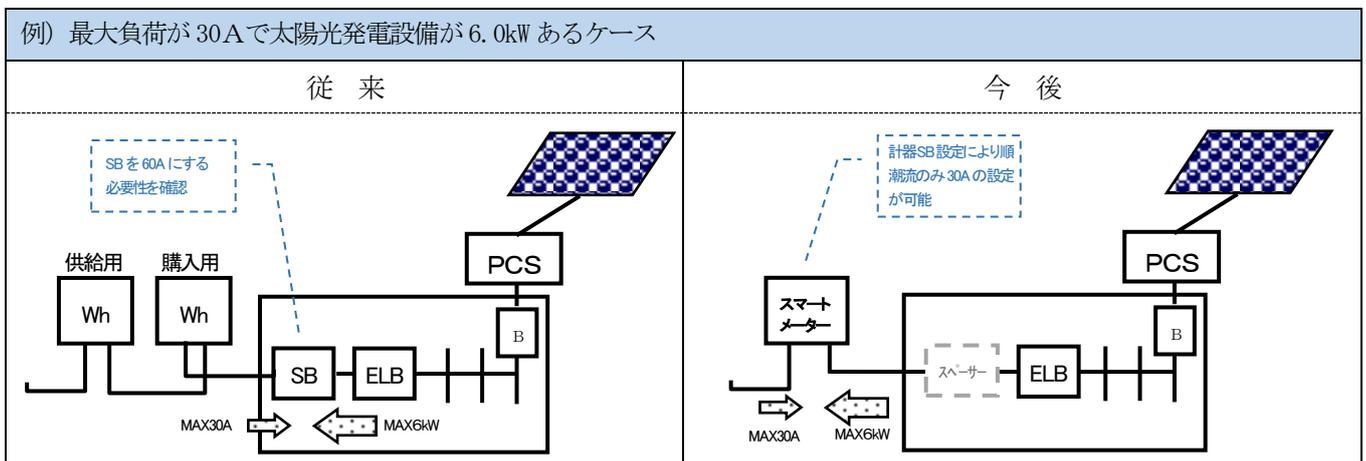
1. 計器 S B 設定における逆潮流の取扱いについて

従来、再生可能エネルギー等発電設備を設置し、当社等による電力購入をご希望される場合で、再生可能エネルギー等発電設備の容量がご契約容量と比較して大きいときは、電気のご契約のために設置しているアンペアブレーカーが逆潮流に対しても作動する仕組みであることから、アンペアブレーカー容量を再生可能エネルギー等発電設備の容量に整合させることの必要性について、確認させていただいておりました。

計器 S B 設定については、スマートメーター機能の活用による更なるサービス向上に向け、順潮流と逆潮流で個々に設定することが可能となるよう準備を進めておりましたが、このたび、当設定が可能となったことから、今後、計器 S B 設定にあたっては、従来のように再生可能エネルギー等発電設備の容量を考慮いただく必要性はなくなります。

2. 計器 S B 設定における留意事項について

- 計器 S B 設定が可能なスマートメーターは、単相の 30A または 60A の容量のみとなります。
- 発電設備容量が 12kW 超過で余剰配線を希望される場合、スマートメーター容量が 120A 以上となりますので計器 S B 設定はできません。



以上